

令和5年度

第30回東松島市農業委員会総会議事録

令和5年11月27日

東松島市農業委員会

令和5年度第30回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和5年11月27日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借等の合意解約について

日程第4 議案第1号 非農地証明願について

日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	—	2番	鈴木仁逸	3番	佐藤祥
4番	熊谷奨	5番	阿部喜生	6番	秋本まゆみ
7番	小山静子	8番	大山道保	9番	浅野喜代志
10番	安部俊郎	11番	—	12番	小岩敏幸
13番	大崎康	14番	川村勝雄	15番	安倍民夫
16番	佐藤栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門馬宏之	11番	本田幸男		

出席事務局職員

事務局長 石森久浩
 事務局長補佐兼農地係長 安倍浩司

【 開 会 】

- 事務局長 : ただいまより、第30回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 佐藤栄宏会長 : - 会長挨拶 -
- 会長の動向報告 -
- 事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしく願いいたします。

【 議 事 】

- 議長（佐藤栄宏会長） : それでは、議事に入ります。
本日は、1番門馬宏之委員、11番本田幸男委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより第30回東松島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。
- 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、14番川村勝雄委員、15番安倍民夫委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

- 事務局長 : 議案の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。
その1、浜市字蜆抓場169、1,316㎡ 外 計3筆で4,165㎡、解約届出日は令和5年10月23日、貸借期間の変更のため賃貸借契約の解約でございます。
その2、赤井字七反谷地68-1、155㎡ 外 計7筆で4,196㎡、解約届出日は令和5年10月27日、耕作者高齢のため耕作困難での賃貸借の解約でございます。
その3、赤井字南三290-1、743㎡ 外 計2筆で1,757㎡、解約届出日は令和5年10月27日、耕作者高齢のため耕作困難での賃貸借の解約でございます。
その4、赤井字南三374、1,004㎡ 外 計12筆で7,303㎡、解約届出日は令和5年10月27日、耕作者高齢のため耕作困難での賃貸借の解約でございます。
その5、赤井字南三311-1、1,014㎡ 外 計6筆で6,360㎡、解約届出日は令和5年10月27日、耕作者高齢のため耕作困難での賃貸借の解約でございます。

その6、赤井字北田387-1、3、953㎡ 外 計13筆で11、673㎡、解約届出日は令和5年10月27日、耕作者高齢のため耕作困難での賃貸借の解約でございます。

その7、赤井字南三386-1、845㎡ 外 計10筆で22、468㎡、解約届出日は令和5年10月27日、耕作者高齢のため耕作困難での賃貸借の解約でございます。

その8、大塩字岩崎107、2、868㎡ 外 計5筆で5、388㎡、解約届出日は令和5年11月9日、耕作者の体調不良のため賃貸借の解約でございます。

その9、大塩字岩崎106、1、931㎡、解約届出日は令和5年11月9日、耕作者の体調不良のため賃貸借の解約でございます。

その10、矢本字三間堀169、1、000㎡ 外 計4筆で3、985㎡、解約届出日は令和5年10月25日、売買のため賃貸借の解約でございます。

その11、赤井字川前三389、3、583㎡ 外 計3筆で6、345㎡、解約届出日は令和5年10月23日、売買のため賃貸借の解約でございます。

その12、大曲字櫓前125-1、4、625㎡、解約届出日は令和5年10月23日、売買のため賃貸借の解約でございます。

その13、小松字稔田70-1、748㎡ 外 計4筆で3、729㎡、解約届出日は令和5年10月23日、売買のため賃貸借の解約でございます。

その14、大曲字櫓前124-5、2、457㎡、解約届出日は令和5年10月20日、売買のため賃貸借の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第4、議案第1号 非農地証明願について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います

○局長補佐： 議案の4ページをご覧ください。

その1、矢本字上河戸41-1、31㎡、農地を転用した理由及び現在の状況について、願出地は、平成14年2月頃から、矢本字上河戸41-2に共同住宅を建築した際の残地として、地区住民のための掲示板敷地として活用しております。今後も農地として復元することがないことから、非農地証明願を提出するものです。位置図は5ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 熊谷奨委員の聞き取り調査報告をお願いいたします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月22日。転用された日は、平成14年2月頃で、現在の利用状況は、地区住民のための掲示板敷地です。転用した理由は、父がアパートを平成14年に建築した際の残地で、現在掲示板敷地として活用されており、今後も農地としての利用はないとのこと。総合意見としては適当です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次に、その2を事務局から説明願います。

○局長補佐： 議案の4ページをご覧ください。

その2、大曲字筒場135—6、392㎡、農地を転用した理由及び現在の状況について、願出地は、昭和50年10月31日に自宅を建築した際に、住宅敷地及び庭・駐車場として使用しております。今後も農地として復元することがないことから、非農地証明願を提出するものです。位置図は6ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員12番 小岩敏幸委員の聞き取り調査報告をお願いいたします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月22日。転用された日は、昭和50年10月31日で、現在の利用状況は、宅地です。住宅敷地及び駐車場です。転用した理由は、昭和50年10月31日に自宅を建築した際に、住宅敷地及び庭・駐車場として使用しており、今後も農地としての利用はないとのことです。総合意見としては適当です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います

○事務局長： 議案の7ページをご覧ください。

その1、宮戸字袖窪8—1、487㎡ 外 計2筆で872㎡、贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員7番 小山静子委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○小山静子委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月26日。権利の種類は所有権移転。出し手の理由は労力不足、受け手の理由は、規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜です。通作距離については約7.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、浅井字下宿230、2、191㎡、10年間の賃貸借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員7番 小山静子委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○小山静子委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月19日。権利の種類は、賃貸権設定。出し手の理由は労力不足、受け手の理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜の複合経営となります。通作距離は約0.6km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田・畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございま

せんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。
次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、矢本字三間堀159、1、021㎡ 外 計20筆で28,211㎡、売買による
所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 熊谷奨委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月22日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、受け手に借入して住宅等を建築したが返済を滞らせていたため、今回売買するもの。受け手の理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、施設果物等の複合経営となります。通作距離は約5.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田・畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可することに決定します。
次に、その4を事務局から説明願います。

○事務局長： その4、大塩字岩崎25-1、186㎡ 外 計14筆で8,312㎡、贈与による所有
権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員13番 大崎康委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月26日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は贈与、受け手の理

由は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、単一経営となります。通作距離は約0.5～3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田・畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可することに決定します。

次に、日程第6、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、浜市字樋場1—57、1,941㎡、転用目的は太陽光発電敷地。現在の利用状況は休耕中。売買による所有権移転です。位置図は10ページになります。周辺地は内閣府や国土交通省の土地、あとは民間の太陽光発電敷地に囲まれておりまして、小規模で生産性の低い第2種農地ということで宮城県との調整を行っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番 安部俊郎委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月22日。転用目的は、太陽光発電敷地。転用目的の実現の確実性は適当、周辺農地の営農条件への支障はない。ただ、他の太陽光発電敷地にも言えることですが、年間2～3回の草刈り等での管理を実施していくよう意見しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

それでは、次に、その2を事務局から説明願います。

○局長補佐： その2、赤井字川前四番4—1、1、883㎡、転用目的は現場事務所及び駐車場。現在の利用状況は休耕中。一時転用期間が1年1か月予定の賃借権設定です。位置図は11ページになります。

JR陸前赤井駅から1km以内ということで、立地的基準で第2種農地の取り扱いになるということで宮城県からは許可要件に該当するというで回答をいただいております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局から聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月22日。転用目的は、道路工事のための現場事務所、駐車場、資材置場として令和7年1月までの一時転用。転用目的の実現の確実性は適当、周辺農地の営農条件への支障はない。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、その3を事務局から説明願います。

○局長補佐： その3、大曲字堰北167—5、668㎡ 外 計3筆で1、384㎡、転用目的は、資材置場。現在の利用状況は休耕中。一時転用期間が4か月予定の使用賃借権設定です。位置図は12ページになります。JR東矢本駅から1km以内ということで、立地的基準で第2種農地の取り扱いになるということで宮城県からは許可要件に該当するというで回答をいただいております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員12番 小岩敏幸委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月22日。転用目的は、資材等を仮置きするための資材置場。転用目的

の実現の確実性は適当、周辺農地の営農条件への支障はない。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、その4を事務局から説明願います。

○局長補佐： その4、大塩字天神堂20—6、1、020㎡、転用目的は、太陽光発電敷地。現在の利用状況は休耕中。売買による所有権移転です。位置図は13ページになります。山林やため池等に囲まれていて生産性の低い小規模な農地ということで第2種農地の取り扱いになるということで宮城県からは回答をいただいております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員12番 秋本まゆみ委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月20日。転用目的は、太陽光発電事業敷地。転用目的の実現の確実性は適当、周辺農地の営農条件への支障はない。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その4を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その4を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、

上程いたします。

始めに利用権の賃借権設定について、その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、矢本字中田238—1、8、266㎡、借賃は、金納で99,192円、期間については、令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 熊谷奨委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月24日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約2km。農業経営の内容は、水稻・露地野菜・施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、赤井字南三65—1、599㎡、外 計8筆で6,867㎡。借賃は、物納で330kg。期間については、令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員が欠席ですので、聴き取り調査の報告を事務局からお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月23日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。農業経営の内容は、水稻・露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。
次に、その3からその16は再設定となりますので、一括で事務局から説明願います。

○事務局長： その3、矢本字二反走94、1、021㎡、外 計8筆で7、249㎡。借賃は、物納で320kg。期間は、令和5年12月1日から令和15年12月31日までの10年間です。

その4、矢本字二反走55、1、000㎡、外 計2筆で2、000㎡。借賃は、金納で24,000円。期間は、令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間です。

その5、小松字里前277、10、791㎡、外 計2筆で13,723㎡。借賃は、金納で107,910円。期間は、令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間です。

その6、大曲字新田165—1、1、014㎡。借賃は、物納で60kg。期間は、令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間です。

その7、大曲字新田165—2、1、014㎡。借賃は、物納で60kg。期間は、令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間です。

その8、大曲字新沼166—3、5、031㎡。借賃は、金納で60,000円。期間は、令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間です。

その9、赤井字照井中77—1、3、164㎡、外 計2筆で3,749㎡。借賃は、物納で120kg。期間は、令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間です。

その10、赤井字上一番43、967㎡、外 計9筆で10,488㎡。借賃は、物納で628kg。期間は、令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間です。

その11、赤井字北浦461—1、3、902㎡、外 計2筆で4,703㎡。借賃は、金納で51,700円。期間は、令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間です。

その12、赤井字新南111、2、010㎡、外 計2筆で4,020㎡。借賃は、金納で44,200円。期間は、令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間です。

その13、赤井字関の内四号135—3、770㎡、外 計2筆で2,022㎡。借賃は、金納で20,000円。期間は、令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間です。

その14、赤井字南三198—1、519㎡、外 計4筆で2,185㎡。借賃は、金納で30,000円。期間は、令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間です。

その15、牛網字新中浮足76、1、311㎡、外 計4筆で5,476㎡。借賃は、物納で329kg。期間は、令和5年12月1日から令和12年9月30日までの7年間です。

その16、小野字新段振83、1、372㎡。借賃は、物納で120kg。期間は、令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3からその16を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3からその16を承認することに決定します。次に、所有権移転について、その1を事務局から説明願います。

○事務局長： こちらにつきましても公告日は令和5年11月30日となっております。その1、赤井字上四番180、1、021㎡、外計2筆で2、042㎡、対価は800、000円です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員5番 阿部喜生委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○阿部喜生委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月18日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、規模縮小、体調不良。受け手理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約0.5km。支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、その2ですが、12番 小岩敏幸委員にかかる案件ですので、東松島市農業委員会会議規則第23条の規定により退席をお願いします。

（12番 小岩敏幸委員 退場）

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、大曲字上納前193—1、2、228㎡、対価は1、000、000円です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員3番 佐藤祥委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○佐藤祥委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月22日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約0.5km。支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲、露地野菜、施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。

12番 小岩敏幸委員は入場願います。

（12番 小岩敏幸委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 小岩委員に申し上げます。本計画その2は原案のとおり承認されましたのでご報告いたします。

次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、赤井字北田7-1、562㎡、外 計2筆で925㎡、対価は400,000円です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田委員ですが欠席ですので、事務局より聴き取り調査の報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月23日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を承認することに決定します。
次に、その4を事務局から説明願います。

○事務局長： その4、赤井字北沖365—1、4、335㎡、対価は1,530,000円です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田委員ですが欠席ですので、事務局より聴き取り調査の報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月23日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲、いちごの複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その4を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その4を承認することに決定します。

次に、所有権移転及び利用権の賃借権設定を上程します。その1ですが、14番 川村勝雄委員にかかる案件ですので、東松島市農業委員会会議規則第23条の規定により退席をお願いします。

（14番 川村勝雄委員 退場）

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、その1を事務局から説明願います。

○事務局長： こちらも公告日については、令和5年11月30日となります。その1、矢本字太子前346-2、5、310㎡、対価は3,186,000円です。利用権の設定につきましては、申請地は同じとなり、借賃については、金納で69,030円。期間は令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 熊谷奨委員より聴き取り調査の報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年11月23日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、労力不足、体調不良。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。支払い方法は、自己資金。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。受け手の方が現在所属する法人へ賃借権の設定をする次第です。賃借権設定の受け手理由としては、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

14番 川村勝雄委員は入場願います。

（14番 川村勝雄委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 14番 川村勝雄委員に申し上げます。本計画その1は原案のとおり承認されましたのでご報告いたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第30回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時30分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和5年11月27日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 14番 川村 勝雄

署名委員 15番 冨田 氏夫